

(5) 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

1) 学校、病院等の状況

調査範囲及びその周辺の学校、病院等の状況は、表 3.1-11(1)～(6)及び図 3.1-7(1)～(3)に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、小学校が 26 箇所、中学校が 9 箇所、高等学校が 5 箇所、特別支援学校が 2 箇所、大学・短期大学が 2 箇所、専修学校が 4 箇所、幼稚園が 21 箇所、認定こども園が 3 箇所、保育所が 91 箇所、福祉施設が 45 箇所、病院・診療所が 25 箇所及び図書館が 4 箇所存在する。

なお、対象事業実施区域の北側には、戸塚綾瀬小学校が存在する。

表 3. 1-11(1) 環境保全上配慮が特に必要な施設

No.	区分	名称	所在地
1	小学校	安行小学校	川口市安行原 2020
2		戸塚小学校	川口市戸塚 3-13-55
3		神根東小学校	川口市石神 1440
4		慈林小学校	川口市安行慈林 356
5		安行東小学校	川口市安行出羽 4-1-1
6		戸塚東小学校	川口市戸塚東 2-18-20
7		戸塚北小学校	川口東川口 3-12-1
8		戸塚綾瀬小学校	川口市藤兵衛新田 239-1
9		戸塚南小学校	川口市戸塚南 4-10-1
10		桜町小学校	川口市桜町 2-12-10
11		大門小学校	さいたま市緑区大門 1189
12		新田小学校	草加市旭町 6-12-11
13		栄小学校	草加市松原 1-3-2
14		花栗南小学校	草加市花栗 4-3-1
15		新栄小学校	草加新栄 4-959
16		清門小学校	草加市清門 3-37-1
17		長栄小学校	草加市長栄 1-762
18		松原小学校	草加市松原 4-2-1
19		越ヶ谷小学校	越谷市中町 1-41
20		出羽小学校	越谷市谷中町 2-69
21		蒲生小学校	越谷市蒲生旭町 1-84
22		蒲生第二小学校	越谷市蒲生旭町 1-75
23		南越谷小学校	越谷市南越谷 4-21-1
24		大間野小学校	越谷大間野町 2-115
25		宮本小学校	越谷市宮本町 5-85
26		西方小学校	越谷市西方 2-12-1
27	中学校	安行中学校	川口市安行原 2221
28		神根中学校	川口市石神 1515-1
29		戸塚中学校	川口市戸塚鉄町 3-1
30		安行東中学校	川口市安行 34
31		戸塚西中学校	川口市西立野 1000
32		栄中学校	草加市松原 3-3-1
33		新栄中学校	草加市新栄 1-33
34		花栗中学校	草加市花栗 4-15-12
35		武蔵野中学校	越谷市大間野町 4-357

表 3.1-11(2) 環境保全上配慮が特に必要な施設

No.	区分	名称	所在地
36	高等学校	川口東高等学校	川口市長蔵 3-1-1
37		川口高等学校	川口市新井宿諏訪山 963
38		草加西高等学校	草加市原町 2-7-1
39		越谷総合技術高等学校	越谷市谷中町 3-100-1
40		武蔵野星城高等学校	越谷市新越谷 2-18-6
41	特別支援学校	草加かがやき特別支援学校	草加市松原 4-6-1
42		草加かがやき特別支援学校 草加分校	草加市原町 2-7-1
43	大学・短期大学	獨協大学	草加市学園町 1-1
44		埼玉東萌短期大学	越谷市新越谷 2-21-1
45	専修学校	CAD 製図専門学校	越谷市南越谷 4-17-11
46		越谷保育専門学校	越谷市東越谷 3-10-2
47		専門学校東萌ビューティーカレッジ	越谷市七左町 1-337-3
48		専門学校日本医科学大学校	越谷市七左町 1-314-1
49	幼稚園	赤芝幼稚園	川口市赤芝新田 540-1
50		安行幼稚園	川口市安行領家 1193
51		小桜幼稚園	川口市石神 1340
52		西光院マヤ幼稚園	川口市戸塚 2-6-29
53		東川口幼稚園	川口市戸塚東 3-8-25
54		翠ヶ丘幼稚園	川口市安行慈林 880
55		大門幼稚園	さいたま市緑区大門 930
56		東武リズム幼稚園	さいたま市岩槻区釣上新田 1421
57		新田幼稚園	草加市金明町 650
58		清門幼稚園	草加市清門町 472-2
59		草加ひまわり幼稚園	草加市松原 3-1-1
60		草加藤幼稚園	草加市松原 4-4-2
61		草加みどり幼稚園	草加市栄町 3-3-12
62		ひかり幼稚園	草加市松原 2-1-1
63		みのべ幼稚園	草加市北谷 2-31-1
64		愛隣幼稚園	越谷市蒲生 3-9-13
65		越谷わかば幼稚園	越谷市南越谷 5-20-5
66		照蓮院さくら幼稚園	越谷市瓦曾根 1-5-43
67		萩原第一幼稚園	越谷市赤山本町 3-13
68		萩原第二幼稚園	越谷市七左町 2-294
69		松沢幼稚園	越谷市谷中町 2-94
70	認定こども園	認定こども園小牧	越谷市大間野町 5-147-1
71		認定こども園わかばの森ナーサリー	越谷市七左町 2-152
72		こぼとの里こども園	越谷市神明町 3-246-3
73	保育所	戸塚保育所	川口市戸塚東 3-34-
74		戸塚しらぎく保育園	川口市西立野 25-1
75		戸塚のぞみ保育園	川口市東川口 4-22-12
76		安行東光保育園	川口市安行原 1361
77		赤芝保育園	川口市赤山 193-2
78		アスク東川口保育園	川口市戸塚 4-21-1
79		フォーマザー保育園	川口市東川口 3-2-29
80		フォーマザー保育園(第1分園)	川口市東川口 2-13-26

表 3. 1-11(3) 環境保全上配慮が特に必要な施設

No.	区分	名称	所在地
81	保育所	フォーマザー保育園(第2分園)	川口市東川口 1-3-10
82		汽車ぼっぼ保育園	川口市東川口 6-8-19
83		ういず戸塚安行駅前保育園	川口市戸塚 6-22-2
84		赤芝第二保育園	川口市戸塚東 1-2-27
85		東川口鳩笛保育園	川口市戸塚 1-7-11
86		フォーマザー西立野保育園	川口市西立野 654-17
87		汽車ぼっぼ第2保育園	川口市安行吉蔵 334-1
88		ステラ川口戸塚保育園	川口市戸塚 5-8-5
89		川口おおぞら保育園	川口市石神 719-1
90		かわぐちこころ保育園	川口市安行出羽 5-2-5
91		川口星の子保育園	川口市新井宿 25-3
92		プリスクレール・ディゾ・アンジェ 川口戸塚	川口市戸塚 3-21-12
93		うぐす保育園川口戸塚	川口市西立野 400-9
94		東川口保育園えくぼ	川口市北原台 1-7-22
95		ひまわり園	川口市西立野 534-4
96		うさぎ野原の保育園	川口市東川口 6-8-18
97		東川口駅前そよ風保育園	川口市東川口 2-6-18
98		第2ひまわり園	川口市戸塚南 1-1-25
99		安行東おうち保育園	川口市安行藤八 182-5
100		ひよこ保育園	川口市安行出羽 4-16-18
101	保育ルーム Felice 東川口園	川口市戸塚 2-7-1	
102	たいよう保育園戸塚東園	川口市戸塚東 1-5-21	
103	エンゼル保育園石神園	川口市石神 1661-1	
104	保育園キッズハウス 新井宿駅前園	川口市赤山 1358-1	
105	第1フォーマミー保育園	川口市東川口 1-2-23	
106	第3フォーマミー保育園	川口市東川口 1-2-23	
107	保育園キッズハウス東川口園 第1保育室	川口市東川口 2-1-25	
108	第2フォーマミー保育園	川口市東川口 4-18-20	
109	リズム保育園	さいたま市岩槻区釣上新田 1425-3	
110	きらり保育園	さいたま市岩槻区釣上新田 1428	
111	松本家庭保育室	草加市旭町 2-3-31	
112	あさひなのはな保育室	草加市旭町 3-4-15	
113	サンベビー保育園	草加市旭町 4-9-16	
114	宇佐美家庭保育室	草加市旭町 5-5-16	
115	あさひ保育園	草加市旭町 6-14-2	
116	エンジェルハウス松原園	草加市栄町 2-3-3	
117	そうかこぼと保育園	草加市栄町 2-3-3	
118	しんでん家庭保育室	草加市金明町 281-4	
119	しんでん保育園	草加市金明町 281-4	
120	こやま保育園	草加市小山 1-19-1	

表 3.1-11(4) 環境保全上配慮が特に必要な施設

No.	区分	名称	所在地
121	保育所	まつばら保育園	草加市松原 1-1-6
122		さかえ保育園	草加市松原 1-3-1
123		草加松原どろんこ保育園	草加市松原 1-5-9
124		さくらんぼ保育園	草加市松原 1-7-4
125		きたや保育園	草加市松原 4-3-1
126		しんえい保育園	草加市新栄 4-813-32
127		しんぜん保育園	草加市新善町 433-4
128		さざんか家庭保育室	草加市新善町 477
129		けやきの森保育園清門町園	草加市清門 3-59-12
130		めえめえこやぎこども園	草加市北谷 3-36-17
131		エンジェルハウス越谷東口園	越谷市越ヶ谷 2-6-2
132		中央保育所	越谷市越ヶ谷 3-2-28
133		越ヶ谷保育園	越谷市越ヶ谷本町 3-7
134		蒲生第三保育所	越谷市蒲生 2-13-9
135		あいりんのおうち	越谷市蒲生 3-8-53
136		エンジェルハウス蒲生第一園	越谷市蒲生茜町 11-5
137		エンジェルハウス蒲生第二園	越谷市蒲生茜町 11-5
138		蒲生保育室ポコ・ア・ポコ	越谷市蒲生茜町 13-5
139		ふえありい保育園蒲生園	越谷市蒲生茜町 28-13
140		あぜがみりんご保育園	越谷市蒲生寿町 1-28
141		(仮称) 蒲生ちゃいるど園	越谷市蒲生寿町 18-43
142		蒲生保育所	越谷市蒲生寿町 9-23
143		宮本保育所	越谷市宮本町 5-250-1
144		七左保育所	越谷市七左町 1-184
145		南越谷保育園	越谷市七左町 1-347
146		(仮称) ぬくもりのおうち保育 新越谷園	越谷市新越谷 1-57-2
147		エンジェルハウス越谷西口園	越谷市赤山町 1-135
148		赤山第二保育所	越谷市赤山町 2-58-1
149		赤山保育所	越谷市赤山町 4-2-11
150		バイリンガルキッズルーム・ファニー	越谷市赤山本町 8-5
151		の～びる保育園	越谷市相模町 2-64-1
152		松沢保育園	越谷市谷中町 2-88-4
153		登戸保育所	越谷市登戸町 42-10
154		ふえありい保育園東越谷園	越谷市東越谷 1-9-17
155		みらいほいくえん	越谷市東越谷 2-15-13
156		ふえありい保育園南越谷園	越谷市南越谷 1-5-58
157		三和乳児園	越谷市南越谷 3-1-55
158		鈴木家庭保育室	越谷市南越谷 3-5-22
159		ひだまり保育園	越谷市南越谷 4-18-1
160		南越谷保育室ポコ・ア・ポコ	越谷市南越谷 4-9-7
161		こうさぎ園ひがしの森	越谷市弥生町 3-36
162		こうさぎ園となりの森	越谷市弥生町 3-36
163		モンクール保育園越谷東口	越谷市柳町 1-43

表 3.1-11(5) 環境保全上配慮が特に必要な施設

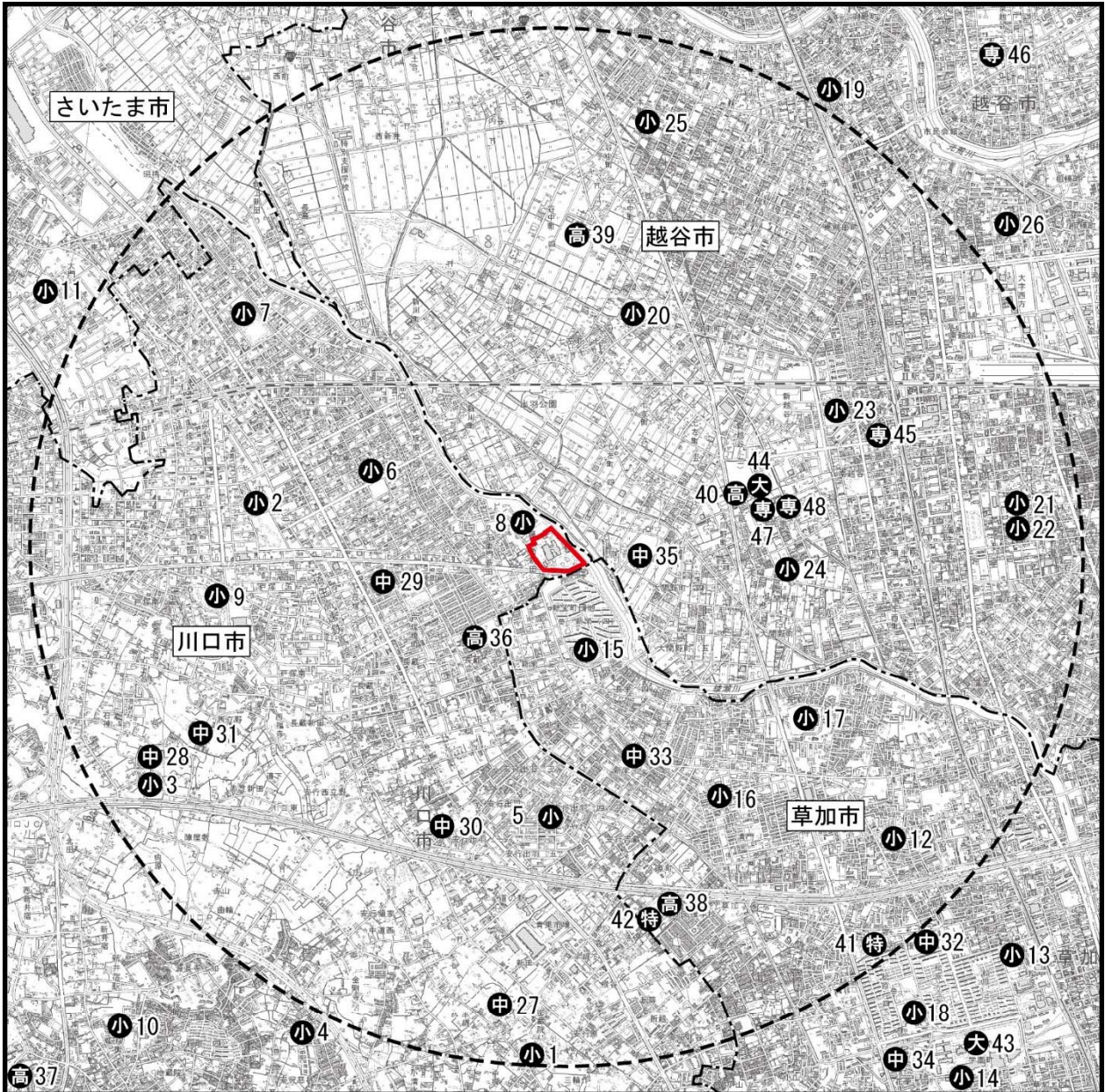
No.	区分	名称	所在地
164	福祉施設	和楽苑	川口市安行領家 506-15
165		紫水苑	川口市石神 1560-1
166		みやびの郷	川口市石神 58
167		川口キングス・ガーデン	川口市赤芝新田 525-1
168		川口シニアセンター	川口市西新井宿 1216-6
169		親光	川口市西新井宿 931
170		第二川口シニアセンター	川口市西新井宿 1193-1
171		川口ほほえみの里	川口市西新井宿 980
172		かわぐちロイヤルの園	川口市西立野 48
173		とわの郷	川口市赤山 76-1
174		かわぐち翔裕園	川口市赤芝新田 114-1
175		グリーンビレッジ安行	川口市安行 1145
176		かわぐちナーシングホーム	川口市西新井宿 1022-1
177		厚生会川口ケアセンター	川口市西新井宿 1271-1
178		川口メディケアセンター	川口市西新井宿 923-1
179		ライフパートナー川口	川口市安行原 41-1
180		東川口やわらぎ苑	川口市戸塚 2-21-18
181		鳩ヶ谷の杜	川口市桜町 5-5-28
182		イリーゼ川口安行	川口市安行 92-1
183		かわぐち翔裕館	川口市戸塚南 2-18-1
184		(仮) 未来倶楽部川口新井	川口市赤山 1155
185		ウェルネス赤山	川口市赤山 172-6
186		応援家族東川口	川口市東川口 1-11-14
187		サニーポート川口	川口市東川 5-4-1
188		さかえグリーンハート川口	川口市東川口 5-9-1
189		ウェルハウス安行藤八	川口市安行藤八 374
190		リアンレーヴ川口新井宿	川口市新井宿 19-1
191		ウェルハウス北原台	川口市北原台 3-6-9
192	ベストライフ東川口	川口市戸塚 3-3-10	
193	ウェルハウス戸塚	川口市戸塚南 2-19-20	
194	ウェルハウス安行領家	川口市安行領家 644-1	
195	アートフェリス	草加市松原 1-8-15	
196	フェリス	草加市長栄町 2-1-8	
197	草加明生苑	草加市旭町 3-5-25	
198	めいと松原団地	草加市松原 5-12-15	
199	あずみ苑グランデ草加	草加市新善町 502	
200	ベストライフ草加	草加市新善町 253	
201	SOMPO ケアラヴィーレ草加	草加市北谷 3-36-8	
202	えくぼ	越谷市七左町 6-191-1	
203	越谷さくらの杜	越谷市新川町 2-247-1	
204	嘉祥園	越谷市谷中町 4-29	
205	南面	越谷市七左町 4-161	
206	葵の園越谷	越谷市七左町 6-100-1	
207	とまりや	越谷市谷中町 4-293-1	
208	リバティーガーデン	越谷市西新井 1016-1	

表 3.1-11(6) 環境保全上配慮が特に必要な施設

No.	区分	名称	所在地
209	病院・診療所	よこで耳鼻咽喉科	川口市戸塚 2-18-18
210		鳩ヶ谷中央病院	川口市桜町 6-12-55
211		厚川医院	川口市戸塚 2-4-10
212		東川口病院	川口市東川口 2-10-8
213		埼玉川口クリニック	川口市戸塚東 3-3-18
214		ほしあい眼科	さいたま市緑区美園 6-9-10
215		埼玉草加病院	草加市松原 1-7-22
216		二宮病院	草加市新栄 2-22-23
217		レン・ファミリークリニック	草加市新善町 373
218		越谷誠和病院	越谷市谷中町 4-25-5
219		新越谷病院	越谷市元柳田町 6-45
220		獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷 2-1-50
221		南越谷健身会クリニック	越谷市七左町 1-304-1
222		江川整形外科医院	越谷市登戸町 16-26
223		越谷呼吸器クリニック	越谷市瓦曾根 3-7-6
224		産婦人科菅原病院	越谷市越ヶ谷 1-15-2
225		市川胃腸科外科病院	越谷市東越谷 7-3-2
226		松田整形外科	越谷市瓦曾根 2-1-14
227		南越谷病院	越谷市南越谷 1-4-63
228		堀中医院	越谷市越ヶ谷 3-1-26
229		佐藤産婦人科	越谷市新越谷 1-34-4
230		十全病院	越谷市赤山町 5-10-18
231		高見沢産婦人科医院	越谷市宮本町 3-4
232	北辰病院	越谷市七左町 4-358	
233	陶山医院	越谷市蒲生寿町 8-15	
234	図書館	戸塚図書館	川口市戸塚東 3-7-1
235		中央図書館	草加市松原 1-1-9
236		南部図書館	越谷市南越谷 1-2876-1
237		中央図書館	越谷市弥生町 16-1

注) 診療所については、病床のある診療所のみ記載した。

- 資料：「埼玉県学校便覧」(埼玉県ホームページ)
 :「埼玉県の私立学校一覧」(埼玉県ホームページ)
 :「保育所・小規模保育事業所一覧」(川口市ホームページ)
 :「保育所・保育サービス」(さいたま市ホームページ)
 :「情報提供シート(保育所・幼稚園等)」(草加市ホームページ)
 :「保育施設の案内」(越谷市ホームページ)
 :「社会福祉施設等一覧」(埼玉県ホームページ)
 :「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県ホームページ)
 :「図書館・文化施設」(川口市ホームページ)
 :「図書館(さいたま市)」(さいたま市ホームページ)
 :「図書館」(草加市ホームページ)
 :「図書館・図書室」(越谷市ホームページ)



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 調査範囲 (3 km)
- : 小学校
- : 中学校
- : 高等学校
- : 特別支援学校
- : 大学・短期大学
- : 専修学校

注) 図中の番号は、表 3.1-11 に対応する。

資料 : 「埼玉県学校便覧」(埼玉県ホームページ)
 : 「埼玉県の私立学校一覧」(埼玉県ホームページ)

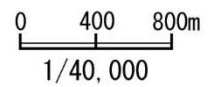
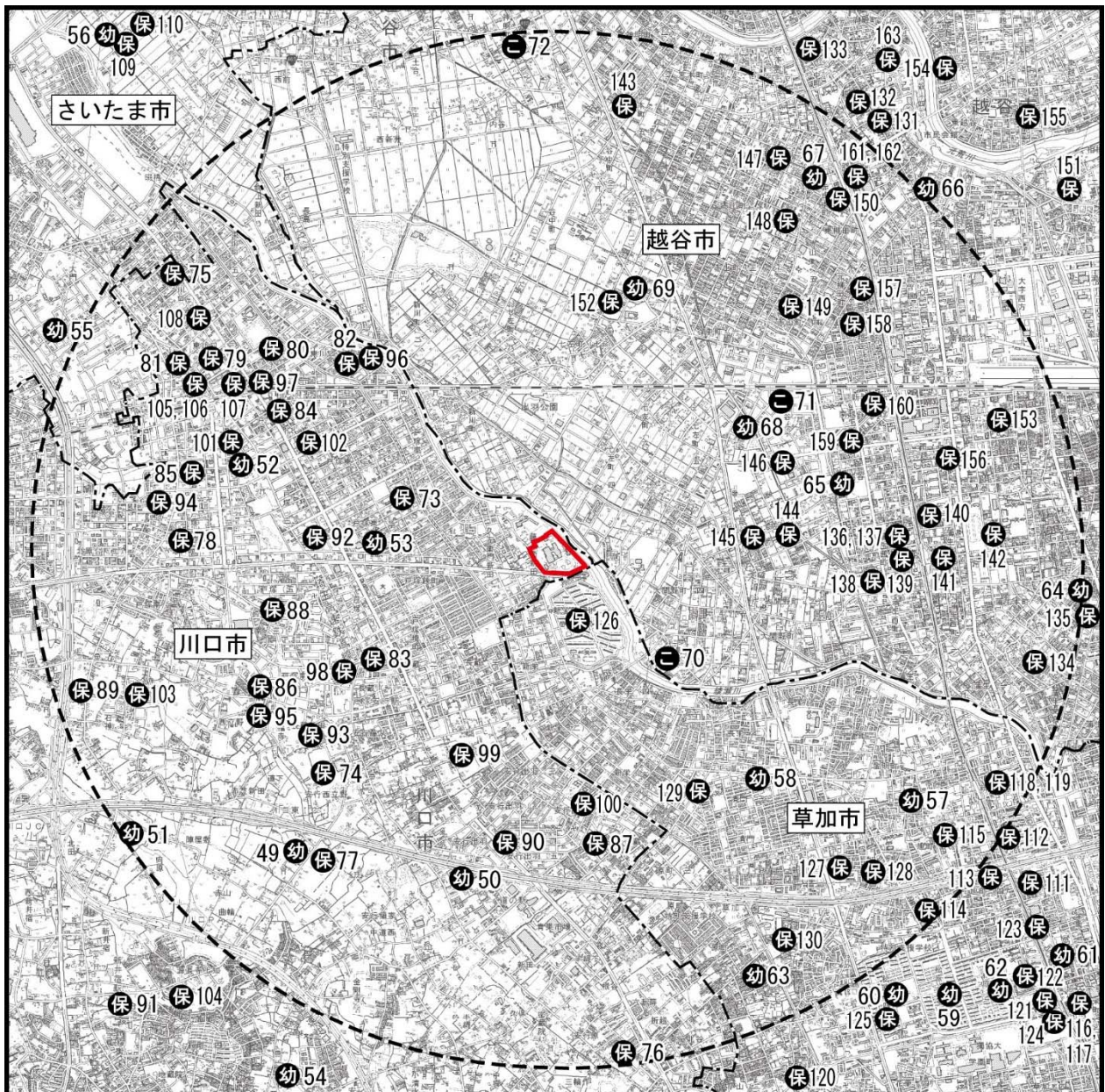


図 3.1-7(1) 環境保全上配慮が特に必要な施設 (学校)



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- (dashed) : 調査範囲 (3 km)
- 幼 : 幼稚園
- こ : 認定こども園
- 保 : 保育所

注) 図中の番号は、表 3.1-11 に対応する。

- 資料 : 「埼玉県学校便覧」(埼玉県ホームページ)
 : 「埼玉県の私立学校一覧」(埼玉県ホームページ)
 : 「保育所・小規模保育事業所一覧」(川口市ホームページ)
 : 「保育所・保育サービス」(さいたま市ホームページ)
 : 「情報提供シート(保育所・幼稚園等)」(草加市ホームページ)
 : 「保育施設の案内」(越谷市ホームページ)

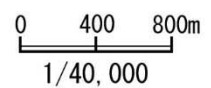
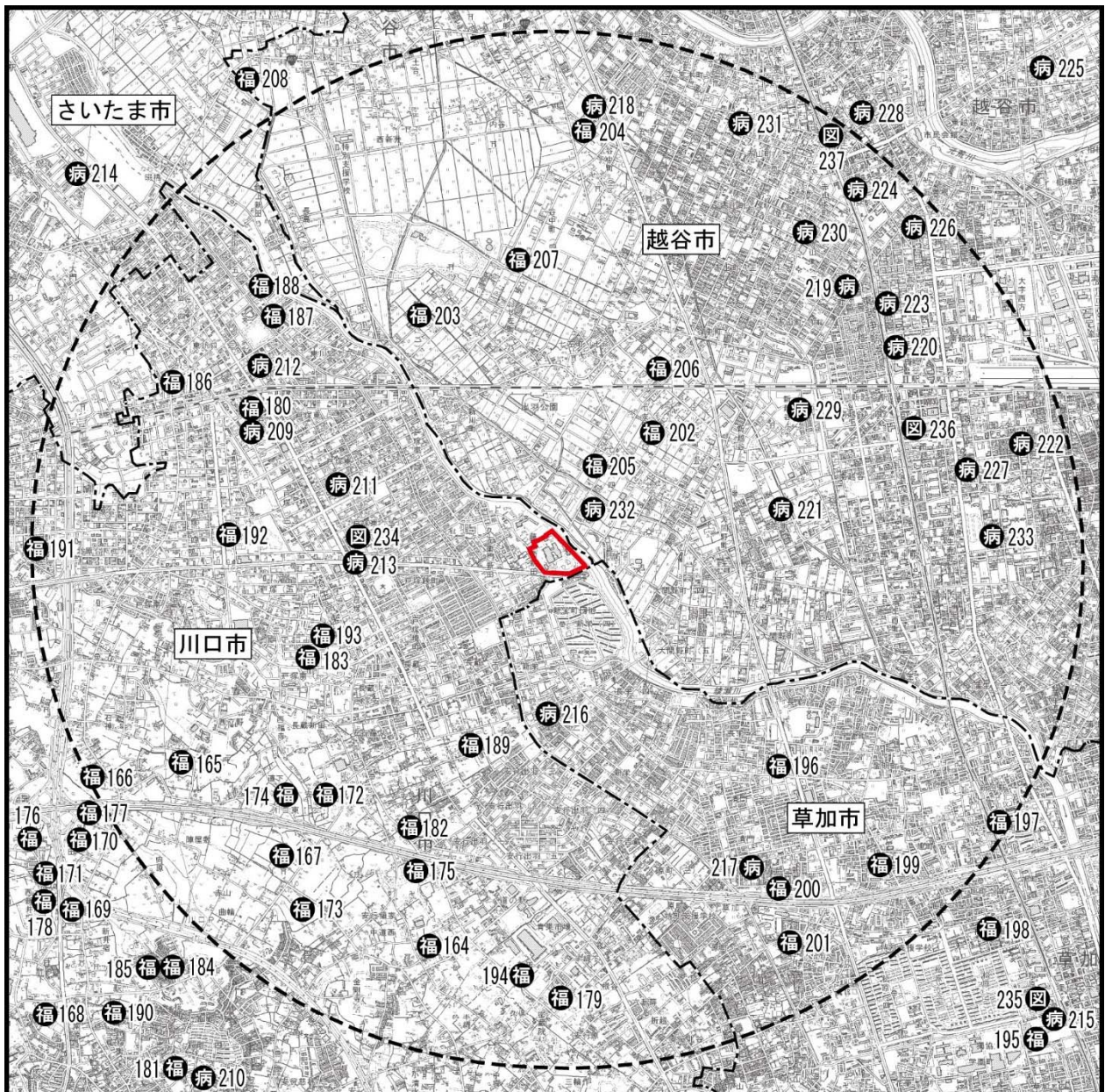


図 3.1-7(2) 環境保全上配慮が特に必要な施設(幼稚園、認定こども園、保育所)



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 調査範囲 (3 km)
- 福 : 福祉施設
- 病 : 病院・診療所
- 図 : 図書館

注) 図中の番号は、表 3.1-11 に対応する。

- 資料 : 「社会福祉施設等一覧」(埼玉県ホームページ)
 : 「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県ホームページ)
 : 「図書館・文化施設」(川口市ホームページ)
 : 「図書館(さいたま市)」(さいたま市ホームページ)
 : 「図書館」(草加市ホームページ)
 : 「図書館・図書室」(越谷市ホームページ)

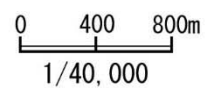


図 3.1-7(3) 環境保全上配慮が特に必要な施設(福祉施設、病院・診療所、図書館)

2) 環境保全上配慮が必要な住宅の状況

環境保全上配慮が必要な住宅としては、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条において良好な住居の環境を保護するために定められた地域として第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域が挙げられる。

調査範囲及びその周辺の都市計画法に基づく用途地域の指定状況は、前掲図 3.1-3（p. 3-1-7 参照）に示すとおりであり、対象事業実施区域の南側は第 1 種中高層住居専用地域となっている。

(6) 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

1) 下水道

関係市における平成 28 年度の公共下水道整備状況は、表 3.1-12 に示すとおりである。

関係市の下水道普及率は、83.2%～92.5%である。

なお、対象事業実施区域の位置する川口市の下水道普及率は 86.5%である。

表 3.1-12 公共下水道整備状況

市名	行政人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)
川口市	596,505	515,704	86.5
さいたま市	1,284,937	1,189,028	92.5
草加市	247,481	228,713	92.4
越谷市	339,677	282,760	83.2

注 1) 行政人口は、平成 29 年 3 月末日現在の住民基本台帳人口の値である。

2) 普及率：処理人口/行政人口×100

資料：「公共下水道整備状況一覧表」（埼玉県ホームページ）

2) し尿処理

ア 水洗化状況

関係市における平成 27 年度の水洗化状況は、表 3.1-13 に示すとおりである。

関係市の水洗化率は、99.1%～99.6%である。

なお、対象事業実施区域の位置する川口市の水洗化率は 99.4%である。

表 3.1-13 水洗化状況

市名	総人口 (人)	水洗化人口 (人)			水洗 化率 (%)	非洗浄人口 (人)			非洗浄 化率 (%)
		公共 下水道	浄化槽	計		計画 収集	自家 処理	計	
川口市	592,257	481,800	107,048	588,848	99.4	3,409	0	3,409	0.6
さいたま市	1,268,467	1,126,575	136,551	1,263,126	99.6	5,341	0	5,341	0.4
草加市	245,859	220,384	24,146	244,530	99.5	1,329	0	1,329	0.5
越谷市	336,151	265,124	67,948	333,072	99.1	3,079	0	3,079	0.9

注) 浄化槽人口にはコミュニティプラント人口を含む。

資料：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 27 年度実績）」（埼玉県ホームページ）

イ し尿・浄化槽汚泥処理量

関係市における平成 27 年度のし尿・浄化槽処理量は、表 3.1-14 に示すとおりである。

関係市は下水道投入及び自家処理等はなく、全て処理施設において処理されている。対象事業実施区域の位置する川口市の総処理量は 39,876kL である。

表 3.1-14 し尿・浄化槽汚泥処理量

市名	総処理量 (kL)									
	汲み取りし尿				浄化槽汚泥				自家処理量	
	処理施設の処理量	下水道投入量	その他	処理施設の処理量	下水道投入量	その他				
川口市	39,876	4,710	4,710	0	0	35,166	35,166	0	0	0
さいたま市	64,456	10,295	10,295	0	0	54,161	54,161	0	0	0
草加市	8,004	1,599	1,599	0	0	6,405	6,405	0	0	0
越谷市	27,646	6,604	6,604	0	0	21,042	21,042	0	0	0

資料：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 27 年度実績）」（埼玉県ホームページ）

3) ごみ排出量

ア 関係市のごみ排出量

関係市における平成 27 年度のごみ排出量は表 3.1-15 に、対象事業実施区域の位置する川口市の過去 5 年間のごみ排出量の推移は図 3.1-8 に示すとおりである。

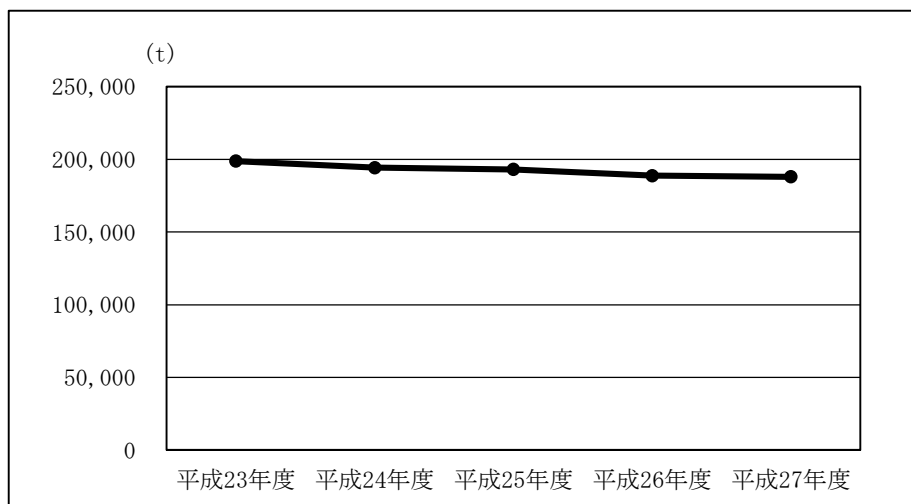
川口市のごみ排出量は 188,009t であり、内訳は収集ごみ量が 162,292t、直接搬入量が 11,387t 及び集団回収量が 14,330t である。また、過去 5 年間のごみ排出量はやや減少傾向にある。

表 3.1-15 ごみ排出量

市名	総排出量 (t)				
		総搬入量			集団回収量
		収集ごみ量	直接搬入量		
川口市	188,009	173,679	162,292	11,387	14,330
さいたま市	423,694	409,106	388,812	20,294	14,588
草加市	76,529	71,704	71,495	209	4,825
越谷市	107,455	99,613	98,187	1,426	7,842

注) 総搬入量は、事業系ごみ量及び生活系ごみ（家庭系ごみ＋資源ごみ）量の総和。

資料：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 27 年度実績）」（埼玉県ホームページ）



資料：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 23 年度～平成 27 年度実績）」
（埼玉県ホームページ）

図 3.1-8 川口市のごみ排出量の推移

イ 1日当たりのごみ排出量

関係市における平成 27 年度の 1 日当たりのごみ排出量は、表 3.1-16 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市における 1 日当たりのごみ排出量は 513t、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 867g である。

表 3.1-16 1日当たりのごみ排出量

市名	総排出量 (t)	計画収集人口 (人)	1日当たりの排出量 (t)	1人1日当たりの排出量 (g)
川口市	188,009	592,257	513	867
さいたま市	423,694	1,268,467	1,158	913
草加市	76,529	245,859	209	850
越谷市	107,455	336,151	293	873

注) 総排出量は、総搬入量（事業系ごみ量及び生活系ごみ（家庭系ごみ+資源ごみ）量）及び集団回収量の総和。

資料：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 27 年度実績）」（埼玉県ホームページ）

ウ ごみ処理量

関係市における平成 27 年度のごみ処理量は、表 3.1-17 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市の総処理量は 173,679t であり、内訳は直接焼却量が 148,921t、直接焼却以外の中間処理量が 24,758t である。

表 3.1-17 ごみ処理量

市名	総処理量 (t)	処理区分			
		直接焼却量 (t)	直接焼却以外の 中間処理量 (t)	直接資源化量 (t)	直接最終処分量 (t)
川口市	173,679	148,921	24,758	0	0
さいたま市	408,841	334,044	42,124	32,673	0
草加市	72,165	63,089	5,218	3,858	0
越谷市	99,614	88,287	6,741	4,586	0

注) 総処理量は、総搬入量(事業系ごみ量及び生活系ごみ(家庭系ごみ+資源ごみ)量)に処分年度繰越量を加えた量である。

資料:「一般廃棄物処理事業の概況(平成 27 年度実績)」(埼玉県ホームページ)

エ 再生利用状況

関係市における平成 27 年度のごみ再生利用状況は、表 3.1-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市の再生利用量は 43,989t であり、内訳は中間処理後再生利用量が 29,659t、集団回収量が 14,330t である。また、再生利用率は 23.4% である。

表 3.1-18 再生利用状況

市名	再生利用量 (t)	再生利用量 (t)			総処理量 + 集団回収量 (t)	再生利用率 (%)
		直接 資源化量	中間処理後 再生利用量	集団回収量		
川口市	43,989	0	29,659	14,330	188,009	23.4
さいたま市	102,523	32,673	55,262	14,588	423,429	24.2
草加市	13,024	3,858	4,341	4,825	76,990	16.9
越谷市	17,699	4,586	5,271	7,842	107,456	16.5

注) 総処理量は、総搬入量(事業系ごみ量及び生活系ごみ(家庭系ごみ+資源ごみ)量)に処分年度繰越量を加えた量である。

資料:「一般廃棄物処理事業の概況(平成 27 年度実績)」(埼玉県ホームページ)

(7) 環境の保全を目的とする法令、条例等により指定された地域その他の対象及び
当該対象に係る規制の内容その他の状況及び環境保全に係る計画の内容

1) 大気汚染

ア 環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)及び「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)は、表3.1-19に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく「大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)は、表3.1-20に示すとおりである。

表 3.1-19 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	<長期的評価> 年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98%目に相当するもの (1 日平均値の年間 98%値) を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	<短期的評価> 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値または各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	<長期的評価> 年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した最高値 (1 日平均値の 2%除外値) を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	<短期的評価> 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	<長期的評価> 年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した最高値 (1 日平均値の 2%除外値) を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	<短期的評価> 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	<長期的評価> 測定結果の 1 年平均値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	<短期的評価> 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	<長期的評価> 同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値 (原則月 1 回以上) を算術平均した年平均値により評価を行う。

資料：「平成 28 年版 埼玉県環境白書」(平成 28 年、埼玉県)

：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

：「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁 (水底の底質汚染を含む) 及び土壌汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)

表 3.1-20 大気環境中のダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

資料：「平成 28 年版 埼玉県環境白書」（平成 28 年、埼玉県）

イ 公害の防止に関する法令に基づく地域の指定状況及び規制基準

(ア) 大気汚染防止法に基づく排出基準及び指定地域

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）では、火格子面積が 2m² 以上、または焼却能力が 1 時間当たり 200 kg 以上である廃棄物焼却炉を「ばい煙発生施設」としており、廃棄物焼却炉から排出される排ガスの排出基準を定めている。また、廃棄物焼却炉から排出される排ガスには、埼玉県の指導方針による指導基準や埼玉県の条例による上乗せ基準が定められている。

a 硫黄酸化物に係る規制基準

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づき、ばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準が定められている。なお、埼玉県生活環境保全条例では、大気汚染防止法では扱わない規制対象規模の小さなばい煙発生施設も対象としている。

(a) K 値規制

硫黄酸化物の K 値による排出基準は、表 3.1-21 に示すとおりである。

関係市では、川口市及び草加市が 27 号地域、さいたま市及び越谷市が 26 号地域となっており、対象事業実施区域には 27 号地域の基準が適用される。

表 3.1-21 K 値による排出基準

地域区分	大気汚染防止法		埼玉県生活環境保全条例 (新設・既設の区別なし)
	一般排出基準	特別排出基準 (S49.4.1 以降設置)	
27 号地域	3.5	2.34	9.0
26 号地域	9.0	—	14.5

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 29 年、埼玉県）

(b) 総量規制及び燃料使用規制

工場・事業場の集合している地域でK値規制のみによっては、環境基準の確保が困難であると認められる地域においては、総量規制及び燃料使用規制が適用される。総量規制及び燃料使用規制の内容は表3.1-22に、原燃料使用料の重油換算係数は表3.1-23に示すとおりである。なお、対象事業実施区域の位置する川口市は27号地域であり総量規制及び燃料使用規制の指定地域となっている。

表 3.1-22 総量規制及び燃料使用規制

総量規制基準（対象：特定工場等 ^{注1)} 許容排出量（m ³ N/時） $Q=2.11W^{0.86}+0.5\times 2.11\{(W+Wi)^{0.86}-W^{0.86}\}$					
ばい煙発生施設の種類	施設設置年月日と規模 ^{注3)}				
	S53.2.27 までに設置	S53.2.28 から S60.9.9	S60.9.10 から S63.1.31	S63.2.1 から H3.1.31	H3.2.1 以降に設置
その他の施設 （廃棄物焼却炉）	W	Wi			
燃料使用基準（対象：燃料規制工場等 ^{注2)} 重油、その他の石油系の燃料の硫黄含有率0.8%（重量比）以下					

注1) 特定工場：硫黄酸化物に係る全てのばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第1の1～14項、18項、21項、23～26項及び28～32項）を定格能力で運転する場合の原燃料使用量0.3kL/時以上。

2) 燃料規制工場等：同上における原燃料使用量0.1kL/時以上0.3kL/時未満。

3) W, Wi：施設の原燃料使用量（kL/時）（Wiについて、変更の場合は増加分。）

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成29年、埼玉県）

表 3.1-23 原燃料換算係数

区分	種類	量	重油の量（L）
原 料	ガラス製造のための溶解炉に用いる原料（芒硝を使用するものに限る。）	1 kg	0.50
	その他の原料（一般廃棄物及び産業廃棄物を含む。）	1 kg	当該原料処理に伴い発生する硫黄酸化物に見合う重油の量（硫黄含有率0.3%、比重0.9とする）
燃 料	原油及び軽油	1L	0.95
	ナフサ及び灯油		0.90
	石炭	1 kg	0.80
	液化天然ガス		1.30
	液化石油ガス		1.20
	都市ガス（発熱量：10,000kcal/%N）	1m ³	1.10
	廃油	1L	1.00
	黒液（パルプ洗浄廃液）		0.50
	コークス	1 kg	0.82
	木材		0.44
	その他の燃料	1L （固体1kg） （気体1m ³ ）	当該燃料発熱量に相当する重油の量 （重油発熱量：9,100kcal/L）

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成29年、埼玉県）

b ばいじんの排出基準

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）に基づく、廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの排出基準は、表3.1-24に示すとおりである。

表 3.1-24 ばいじんの排出基準

ばい煙発生施設の種類		規模 (焼却能力)	排出基準 (g/m ³ N)
廃棄物焼却炉	新設 平成10年7月2日 以降に設置	4,000 kg/時以上	0.04
		2,000～4,000 kg/時	0.08
		2,000 kg/時未満	0.15
	既設 平成10年7月1日 以前に設置	4,000 kg/時以上	0.08
		2,000～4,000 kg/時	0.15
		2,000 kg/時未満	0.25

注) 排出基準は、標準酸素濃度 (0n%=12%) による補正を行う。

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成29年、埼玉県）

c 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）に基づく、廃棄物焼却炉から排出される窒素酸化物の排出基準及び埼玉県工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針に基づく窒素酸化物の指導基準は、表3.1-25に示すとおりである。

表 3.1-25 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

ばい煙発生施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m ³ N/時)	排出基準 (ppm)	指導基準 (ppm)
廃棄物焼却炉	連続炉	4 以上	250	180
		4 未満	250	180
	前項以外	4 以上	250	180
		4 未満	—	180

注1) 昭和59年10月1日以降に設置した施設に対する基準を示す。

2) 排出基準は、標準酸素濃度 (0n%=12%) による補正を行う。

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成29年、埼玉県）

d 有害物質の排出基準及び上乘せ基準

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) 及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号) に基づく廃棄物焼却炉から排出される有害物質(塩化水素)の排出基準及び上乘せ基準は、表 3.1-26 に示すとおりである。

表 3.1-26 有害物質(塩化水素)の排出基準及び上乘せ基準

ばい煙発生施設の種類		排出基準 (mg/m ³ N)	上乘せ基準 (mg/m ³ N)
廃棄物焼却炉	焼却能力 200 kg/時以上 500 kg/時未満	700	500
	焼却能力 500 kg/時以上	700	200

注) 排出基準は、標準酸素濃度(0n%=12%)による補正を行う。

資料:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成 29 年、埼玉県)

e ダイオキシン類の排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) 及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号) に基づく、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準は、表 3.1-27 に示すとおりである。

また、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(以下「新ガイドライン」という。)では、今後建設される新設のごみ焼却炉について表 3.1-28 に示す恒久対策の基準が示されている。

なお、ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合には、表 3.1-29 に示すダイオキシン類の量の基準の適用を受ける。

表 3.1-27 ダイオキシン類の排出基準

特定施設の種類	規模要件		排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
			新設	既設
廃棄物焼却炉	焼却能力が 1 時間 当たり 50 kg 以上ま たは火床面積 0.5m ² 以上	焼却能力 4t/時以上	0.1	1
		焼却能力 2t/時以上 ~4t/時未満	1	5
		焼却能力 2t/時未満	5	10

注 1) 廃棄物焼却炉(火格子面積 2m² 以上または焼却能力 200 kg 時/以上)は、平成 9 年 12 月 1 までに設置されたもの(設置工事を行っているものを含む)が既設となる。

2) 複数の廃棄物焼却炉を設置している場合は、火床面積または焼却能力を合計して規模要件の可否を判断する。

3) 排出基準は、標準酸素濃度(0n%=12%)による補正を行う。

資料:「ダイオキシン類に関する規制について」(平成 27 年、埼玉県)

表 3.1-28 新ガイドラインの恒久対策の基準

炉の種類	区 分		基準値 (ng-TEQ/m ³ N)
全連続炉	新設炉		0.1
	既設炉	旧ガイドライン適用炉	0.5
		旧ガイドライン非適用炉	1
准連続炉 機械化バッチ炉 固定バッチ炉	既設炉	連続運転	1
		間欠運転	5

注) 排出基準は、標準酸素濃度 (0n%=12%) による補正を行う。
資料: 「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について 平成9年1月 (衛環21号)」(環境省)

表 3.1-29 ばいじん等の処分を行う場合のダイオキシン類の量の基準

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設 (廃棄物焼却炉)	基準値
ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻1gにつき含まれるダイオキシン類の量	3ng-TEQ/g

資料: 「ダイオキシン類に関する規制について」(平成27年、埼玉県)

f 水銀の排出基準

平成25年10月の水銀に関する水俣条約の採択を受けて、「水銀等の大気中への排出を規制するための大気汚染防止法の一部を改正する法律」(平成27年法律第41号)(以下「改正法」という。)をはじめ「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年環境省令第22号)(以下「改正規則」という。)等が制定、公布されている。

本改正規則に基づく廃棄物焼却炉から排出される水銀の排出基準は、表3.1-30に示すとおりであり、平成30年4月1日に施行される。

表 3.1-30 水銀の排出基準

対象施設	施設規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)	
		新設	既設
① 廃棄物焼却炉 (専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。)	火格子面積 2m ² 以上または 焼却能力 200 kg/時以上	30	50
② 廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	裾切りなし	50	100

注) 排出基準は、標準酸素濃度 (0n%=12%) による補正を行う。
資料: 「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について 平成28年9月 (環水大大発第1609264号)」(環境省)

g 自動車 NO_x・PM 法に基づく対策地域

環境省は、自動車からの排出ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)(以下「NO_x・PM法」という。)に基づき、窒素酸化物及び粒子状物質の排出規制を行っている。なお、関係市は全て自動車 NO_x・PM 法の適用地域である。

資料：「自動車 NO_x・PM 法対策地域図」(埼玉県ホームページ)

2) 騒音

ア 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「騒音に係る環境基準」(平成10年環境庁告示第64号)は、表3.1-31(1)～(3)に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第1種住居地域及び第2種住居地域(前掲図3.1-3、p.3-1-7参照)であり、B地域となっている。

なお、対象事業実施区域の西側には道路に面する地域の基準が、南側には幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)が適用される。

表 3.1-31(1) 騒音に係る環境基準 (一般地域)

地域の類型	該当地域	時間区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB以下	50dB以下

備考) 工業専用地域については適用されない。

資料：「平成28年版 埼玉県環境白書」(平成28年、埼玉県)

表 3.1-31(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

資料：「平成 28 年版 埼玉県環境白書」（平成 28 年、埼玉県）

表 3.1-31(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区 分	昼 間	夜 間
屋外	70dB 以下	65dB 以下
窓を閉めた屋内	45dB 以下	40dB 以下

備考)

1. 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。
2. 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。
3. 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

資料：「平成 28 年版 埼玉県環境白書」（平成 28 年、埼玉県）

イ 公害の防止に関する法律に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ア) 騒音規制法等に基づく特定工場・指定騒音施設等の規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は表 3.1-32 に示すとおりであり、関係市は全て規制地域である。

対象事業実施区域は、第 1 種住居地域及び第 2 種住居地域（前掲図 3.1-3、p. 3-1-7 参照）であり、第 2 種区域となっている。

なお、対象事業実施区域の北側には小学校があり、小学校の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は 5dB 減じた値が適用される。

(イ) 作業場等における騒音規制

「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）では、県内全域（さいたま市を除く）を対象に表 3.1-33 に示す規制対象作業場を指定し、騒音を規制している。

なお、作業場等に係る騒音規制は表 3.1-32 に示す区域区分及び規制基準と同一である。

表 3.1-32 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る規制基準

区域区分		時間区分			
		朝 午前 6 時 から 午前 8 時	昼間 午前 8 時 から 午後 7 時	夕 午後 7 時 から 午後 10 時	夜間 午後 10 時 から 午前 6 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	45dB
第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域）	50dB	55dB	50dB	45dB
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60dB	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	工業地域 工業専用地域（一部地域）	65dB	70dB	65dB	60dB

備考)

1. 表に掲げた値は、工場・事業場の敷地境界における基準値である。
2. 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3. 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5dB を減じた値とする。（第 1 種区域を除く。）

資料：「工場・事業場等の騒音・振動規制について」（埼玉県ホームページ）

表 3.1-33 規制対象作業場

① 廃棄物、原材料その他の規則で定めるものを保管するために屋外に設けられた場所で、面積が150㎡以上であるもの
② 自動車駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第4号に規定する自動車の収容能力が20台以上のものに限る。）
③ トラックターミナル（自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するトラックターミナルをいう。）

資料：「作業場等における騒音・振動規制について及び埼玉県生活環境保全条例 別表第 6」（埼玉県ホームページ）

ウ 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく特定建設作業に係る規制基準は、表 3.1-34 に示すとおりであり、関係市は全て規制地域である。

対象事業実施区域は、第1種住居地域及び第2種住居地域（前掲図3.1-3、p. 3-1-7参照）であり、1号区域となっている。

表 3.1-34 騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

区域区分		基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域） 上記区域外の区域で、学校、 保育所、病院、有床診療所、 図書館及び特別養護老人ホ ームの周囲おおむね 80m 以 内の区域	85dB	午後7時 から 午前7時	10時間/日	連続 6日	日曜 休日
	2号区域		工業地域 工業専用地域（一部地域）	午後10時 から 午前6時		

備考)

1. 基準値は、作業を行う場所の敷地境界において適用される。
2. 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3. 騒音規制法の対象となる特定建設作業は、以下のとおりである。
 - ① くい打機等を使用する作業
 - ② びょう打機を使用する作業
 - ③ さく岩機を使用する作業
 - ④ 空気圧縮機を使用する作業
 - ⑤ コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業
 - ⑥ バックホウを使用する作業
 - ⑦ トラクターショベルを使用する作業
 - ⑧ ブルドーザーを使用する作業

資料：「平成28年版 埼玉県環境白書」（平成28年、埼玉県）
：「特定建設作業騒音・振動規制について」（埼玉県ホームページ）

エ 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく自動車騒音の要請限度は、表3.1-35に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第1種住居地域及び第2種住居地域(前掲図3.1-3、p.3-1-7参照)であり、b区域となっている。

なお、対象事業実施区域の西側にはb区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域の要請限度が、南側には幹線道路を担う道路に近接する区域に係る要請限度(特例)が適用される。

表 3.1-35 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域区分	昼間	夜間
	午前6時から午後10時	午後10時から午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB (75dB)	55dB (70dB)
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB (75dB)	65dB (70dB)
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB (75dB)	70dB (70dB)

備考)

1. () 内は、幹線道路を担う道路に近接する区域に係る要請限度（特例）である。
2. 区域区分は、以下のとおりである。
 - a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
 - b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
 - c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

資料：「平成28年版 埼玉県環境白書」（平成28年、埼玉県）

3) 振動

ア 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は表3.1-36に示すとおりであり、関係市は全て規制地域である。

対象事業実施区域は、第1種住居地域及び第2種住居地域（前掲図3.1-3、p.3-1-7参照）であり、第1種区域となっている。

なお、対象事業実施区域の北側には小学校があり、小学校の敷地の周囲おおむね50mの区域内は5dB減じた値が適用される。

表 3.1-36 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る規制基準

区域区分		時間区分	
		昼間 午前 8 時から午後 7 時	夜間 午後 7 時から午前 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域）	60dB	55dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

備考)

1. 表に掲げた値は、工場・事業場の敷地境界における基準値である。
2. 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3. 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5dB を減じた値とする。

資料：「工場・事業場等の騒音・振動規制について」（埼玉県ホームページ）

イ 作業場等における振動規制

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく特定建設作業振動に係る規制基準は表 3.1-37 に示すとおりであり、関係市は全て規制地域である。

対象事業実施区域は、第1種住居地域及び第2種住居地域（前掲図3.1-3、p. 3-1-7参照）であり、1号区域となっている。

表 3.1-37 振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

区域区分		基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域） 上記区域外の区域で、学校、 保育所、病院、有床診療所、 図書館及び特別養護老人ホ ームの周囲おおむね 80m 以 内の区域	75dB	午後7時 から 午前7時	10時間/日	連続 6日	日曜 休日
	2号区域		工業地域	午後10時 から 午前6時		

備考)

1. 基準値は、作業を行う場所の敷地境界において適用される。
2. 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3. 振動規制法の対象となる特定建設作業は、以下のとおりである。
 - ① くい打機等を使用する作業
 - ② 鋼球を使用して破壊する作業
 - ③ 舗装版破砕機を使用する作業
 - ④ ブレーカーを使用する作業

資料：「平成28年版 埼玉県環境白書」（平成28年、埼玉県）
：「特定建設作業騒音・振動規制について」（埼玉県ホームページ）

ウ 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく道路交通振動の要請限度は、表3.1-38に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第1種住居地域及び第2種住居地域（前掲図3.1-3、p.3-1-7参照）であり、第1種区域となっている。

表 3.1-38 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域区分		昼間 午前 8 時から午後 7 時	夜間 午後 7 時から午前 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域）	65dB	60dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB	65dB

備考)

1. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界とする。
2. 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3. 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から 5dB 減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部または一部における夜間の第 1 種区域の限度は夜間の第 2 種区域の値とすることができる。

資料：「振動規制法第十六条第一項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度を定める命令の規定に基づく区域及び時間」（昭和 52 年埼玉県告示第 1345 号）

4) 悪臭

ア 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

埼玉県では、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づき規制地域が指定されており、関係市のうち対象事業実施区域の位置する川口市は臭気指数基準値(1)による規制、さいたま市、草加市及び越谷市は物質濃度による規制が行われている。

なお、対象事業実施区域の区域区分はA区域である。

臭気指数規制基準は表3.1-39～表3.1-41に、物質濃度の規制基準は表3.1-42～表3.1-44に示すとおりである。

表3.1-39 臭気指数による規制基準(敷地境界)

区域区分		基準値	
		臭気指数(1)	臭気指数(2)
A区域	B、C区域を除く区域	15	15
B区域	農業振興地域	18	21
C区域	工業地域・工業専用地域	18	18

注) 基準値(1) 熊谷市、川口市、秩父市(一部)、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、吉見町、皆野町、長瀨町、杉戸町、松伏町

基準値(2) 本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町

資料:「平成28年版 埼玉県環境白書」(平成28年、埼玉県)

表 3.1-40 臭気指数による規制基準（煙突等の排出口）

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出する。

< 悪臭防止法施行規則第6条の2第1項第1号排出口の実高さが15m以上の施設 >

次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。

$$qt = 60 \times 10^4 \div F_{\max}$$

$$A = L \div 10 - 0.2255$$

これらの式において、qt、 F_{\max} 及びLはそれぞれ次の値を表すものとする。

qt : 排出ガスの臭気排出強度（単位： $m^3N/分$ ）

F_{\max} : 別表第3に定める式により算出される $F(x)$ （臭気排出強度 $1m^3N/秒$ に対する排出口からの風下距離 x （単位：m）における地上での臭気濃度）の最大値（単位： $秒/m^3N$ ）。ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が1を排出ガスの流量（単位： $m^3N/秒$ ）で除した値を超えるときは、1を排出ガスの流量で除した値とする。

L : 敷地境界における規制基準

別表第3

$$F(x) = (1 \div (3.14 \times \sigma_y \times \sigma_z)) \times \exp(- (He(x))^2 \div (2 \times \sigma_z^2))$$

備考

この式において、 x 、 σ_y 、 σ_z 、及び $He(x)$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

x : 排出口からの風下距離（単位：m）

σ_y : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅（単位：m）

σ_z : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅（単位：m）

$He(x)$: 次式により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ（単位：m）。ただし、次式における Hi と ΔHd の和が周辺最大建物の高さの0.5倍未満となる場合、0m。

$$He(x) = Hi + \Delta H + \Delta Hd$$

この式において、 Hi 、 ΔH 及び ΔHd は、それぞれ次の値を表すものとする。

Hi : 第2項に掲げる方法により算出される初期排出高さ（単位：m）

ΔH : 環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ（単位：m）

ΔHd : 次表の上欄に掲げる初期排出高さの区分ごとに同表の下欄に掲げる式により算出される周辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ（単位：m）

HiがHb未満の場合	-1.5Hb
HiがHb以上Hbの2.5倍未満の場合	Hi-2.5Hb
HiがHbの2.5倍以上の場合	0

この表において、 Hi は第2項に掲げる方法により算出される初期排出高さ（単位：m）を、 Hb は周辺最大建物の高さ（単位：m）を表すものとする。

資料：「平成28年版 埼玉県環境白書」（平成28年、埼玉県）
：「悪臭防止法施行規則第6条の2」

表 3.1-41 臭気指数による規制基準（排水水）

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出する。

換算式： $I_w=L+16$

I_w ：排水水の臭気指数

L ：敷地境界線における規制基準

資料：「平成 28 年版 埼玉県環境白書」（平成 28 年、埼玉県）

表 3.1-42 物質濃度（22 物質）による規制基準（敷地境界）

特定悪臭物質	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

注 1) 区域区分は、以下に示すとおりである。

A 区域：B 区域・C 区域以外の区域

B 区域：農業振興地域

C 区域：工業地域・工業専用地域

2) 草加市及び八潮市については、全域に A 区域の規制基準を適用する。

資料：「悪臭防止法（物質濃度規制）について」（埼玉県ホームページ）

表 3.1-43 物質濃度（13 物質）による規制基準（煙突等の排出口）

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
 基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第3条に定める換算式により算出する。

資料：「悪臭防止法（物質濃度規制）について」（埼玉県ホームページ）

表 3.1-44 物質濃度（4 物質）による規制基準（排水水）

特定悪臭物質	排水水の流量 (m ³ /s)	排水水中の濃度 (mg/L)		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	0.6	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09

注 1) 区域区分は、以下に示すとおりである。

A 区域：B 区域・C 区域以外の区域

B 区域：農業振興地域

C 区域：工業地域・工業専用地域

2) 草加市及び八潮市については、全域に A 区域の規制基準を適用する。

資料：「悪臭防止法（物質濃度規制）について」（埼玉県ホームページ）

イ 埼玉県生活環境保全条例に基づく悪臭の規制基準

関係市のうち越谷市には、「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づき、表 3.1-45 に示す規制基準（臭気濃度）が適用される。

表 3.1-45 埼玉県生活環境保全条例に基づく悪臭規制基準（臭気濃度）

区域区分	許容濃度（臭気濃度）	
	敷地境界線	気体排出口
下記以外の区域	10	300
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	20	500
工業地域 工業専用地域	30	1,000

注）規制対象業種（業種によっては工程等を限定するものがある。）は以下に示すとおりである。

塗装工事業、食料品製造業、合板製造業、家具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、電線・ケーブル製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

資料：「埼玉県生活環境保全条例（悪臭規制地域）について」（埼玉県ホームページ）

5) 水質汚濁

ア 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号)は表3.1-46及び表3.1-47(1)～(2)に、「地下水の汚濁に係る環境基準」(平成9年環境庁告示第10号)は表3.1-48に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域東側を流れる綾瀬川の類型指定は、C類型・生物Bである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)は、表3.1-49に示すとおりである。

表3.1-46 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考)

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

資料：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号)

表 3.1-47(1) 生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E 以下 の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上	—
測定方法		規格 12.1 に 定める方法又は ガラス電極 を用いる水質 自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格 21 に定 める方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又は 隔膜電極若し くは光学セン サを用いる水 質自動監視測 定装置により これと同程度 の計測結果の 得られる方法	最確数による 定量法

備考)

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認められたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表より算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.1-47(2) 生活環境の保全に関する環境基準

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.1-48 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考)

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）

表 3.1-49 ダイオキシン類に係る環境基準

項 目	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

備考)

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 水質の基準値（水質の底質を除く。）は、年間平均値とする。

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

イ 公害の防止に関する法令に基づく規制基準及び地域地区の指定状況

(ア) 水質汚濁防止法等に基づく特定施設の排水基準

一般廃棄物処理施設であり 1 時間あたりの処理能力が 200kg 以上または火格子面積が 2m² 以上の焼却施設は、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号) が定める特定施設に該当し、表 3.1-50 及び表 3.1-51 に示す排水基準が定められている。

また、埼玉県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」(昭和 46 年条例第 61 号) に基づき、特定施設の種類(業種その他の区分) 及び排出水の量に応じた上乘せ基準が県内全域の公共用水域に適用される。焼却施設に係る上乘せ基準は、表 3.1-52 に示すとおりである。

なお、「水質汚濁防止法」に基づく総量規制に係る閉鎖性水域としては、東京湾が指定されており、関係市は全て指定地域に該当する。これにより日平均排水量 50m³ 以上の特定施設を有する特定事業場には、表 3.1-53 に示す「総量規制基準」(平成 24 年埼玉県告示第 163 号) が適用される。

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) に基づく廃棄物焼却炉から排出される排水に適用される排出基準は表 3.1-54 に示すとおりであり、本事業において新設するごみ焼却処理施設が「ダイオキシン類対策特別措置法」の特定施設に該当する場合には、この基準値が適用される。

表 3.1-50 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

項 目		基準値
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03
シアン化合物	mg/L	1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	mg/L	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
チウラム	mg/L	0.06
シマジン	mg/L	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	10
ふっ素及びその化合物	mg/L	8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100（アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5

備考)

1. 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については当分の間、適用しない。

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.1-51 水質汚濁防止法に基づく排水基準（生活環境項目）

項 目		基準値
水素イオン濃度（海域以外の公共用水域）		5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均 120）
浮遊物質質量	mg/L	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	mg/L	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	mg/L	30
フェノール類含有量	mg/L	5
銅含有量	mg/L	3
亜鉛含有量	mg/L	2
溶解性鉄含有量	mg/L	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10
クロム含有量	mg/L	2
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000
窒素含有量	mg/L	120（日間平均 60）
リン含有量	mg/L	16（日間平均 8）

備考)

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場または事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.1-52 排水基準（上乘せ排水基準）

特定施設	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質質量 (mg/L)	フェノール類含有量 (mg/L)
焼却施設	25 (日間平均 20)	60 (日間平均 50)	1

備考) 平成4年4月1日前に設置された施設（設置の工事を含む）を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。

資料：「工場・事業場等排水の水質規制（平成27年10月）」（埼玉県）

表 3.1-53 排水基準（総量規制基準）

項目 設置日 業種	化学的酸素要求量 (mg/L)		窒素含有量 (mg/L)		りん含有量 (mg/L)	
	～H3.6.30	H3.7.1～	～H14.9.30	H14.10.1～	～H14.9.30	H14.10.1～
ごみ処理業	30	30	25	10	2.5	1

備考) 総量規制基準は、指定地域内に所在する特定事業場（特定施設を設置する工場・事業場）のうち、日平均排水量が 50m³ 以上のもの（指定地域内事業場）に適用される。

資料：「工場・事業場の排水規制（総量規制、汚濁負荷量測定結果報告）」

（埼玉県ホームページ）

表 3.1-54 ダイオキシン類の排出基準

特定施設	基準値
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん装置	10pg-TEQ/L
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって、汚水等を排出するもの	

資料：「ダイオキシン類に関する規制について（平成 27 年 4 月）」（埼玉県）

(イ) 土木建設作業に伴う汚水等の基準

「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）では、指定土木建設作業に伴い排出する汚水等の基準が定められている。作業において汚水等を排出する場合は、前掲表 3.1-50（p.3-1-56 参照）及び表 3.1-55 の基準が適用される。

表 3.1-55 指定土木建設作業に係る排水基準

項目	基準値
水素イオン濃度	5.8～8.6
浮遊物質	180（日間平均 150）mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱物油類含有量）	5 mg/L

資料：「工場・事業場等排水の水質規制（平成 27 年 10 月）」（埼玉県）

6) 土壌汚染

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「土壌汚染に係る環境基準」(平成3年環境庁告示第46号)は表3.1-56に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)は表3.1-57に示すとおりである。

また、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)では土壌汚染状態の基準が表3.1-58に示すとおり定められており、「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年埼玉県条例第57号)においても、土壌汚染基準(法と同様の土壌溶出量基準及び土壌含有量基準)を定めている。

表 3.1-56 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考)

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

資料：「土壌汚染環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）

表 3.1-57 土壤汚染に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

備考)

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出または高压流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計またはガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
3. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壤汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

表 3.1-58 土壌の汚染状態の基準

分類	特定有害物質	基準値	
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
第1種 特定有害物質	四塩化炭素	0.002mg/L以下	—
	クロロエチレン	0.002mg/L以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	—
	ベンゼン	0.01mg/L以下	—
第2種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150 mg/kg 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250 mg/kg 以下
	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアン 50 mg/kg 以下
	水銀及びその化合物	総水銀：0.0005 mg/L 以下 アルキル水銀：検出されないこと	15 mg/kg 以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150 mg/kg 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150 mg/kg 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150 mg/kg 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000 mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000 mg/kg 以下	
第3種 特定有害物質	シマジン	0.003mg/L以下	—
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—
	チウラム	0.006mg/L以下	—
	PCB	検出されないこと	—
	有機リン化合物	検出されないこと	—

備考)

1. 土壌溶出量基準は25の特定有害物質全てについて、土壌含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。
2. 土壌溶出量基準は、土壌の汚染に係る環境基準の備考欄の「環境上の条件」の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。
3. 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌の汚染に係る基準についても、上記の表と同じである。

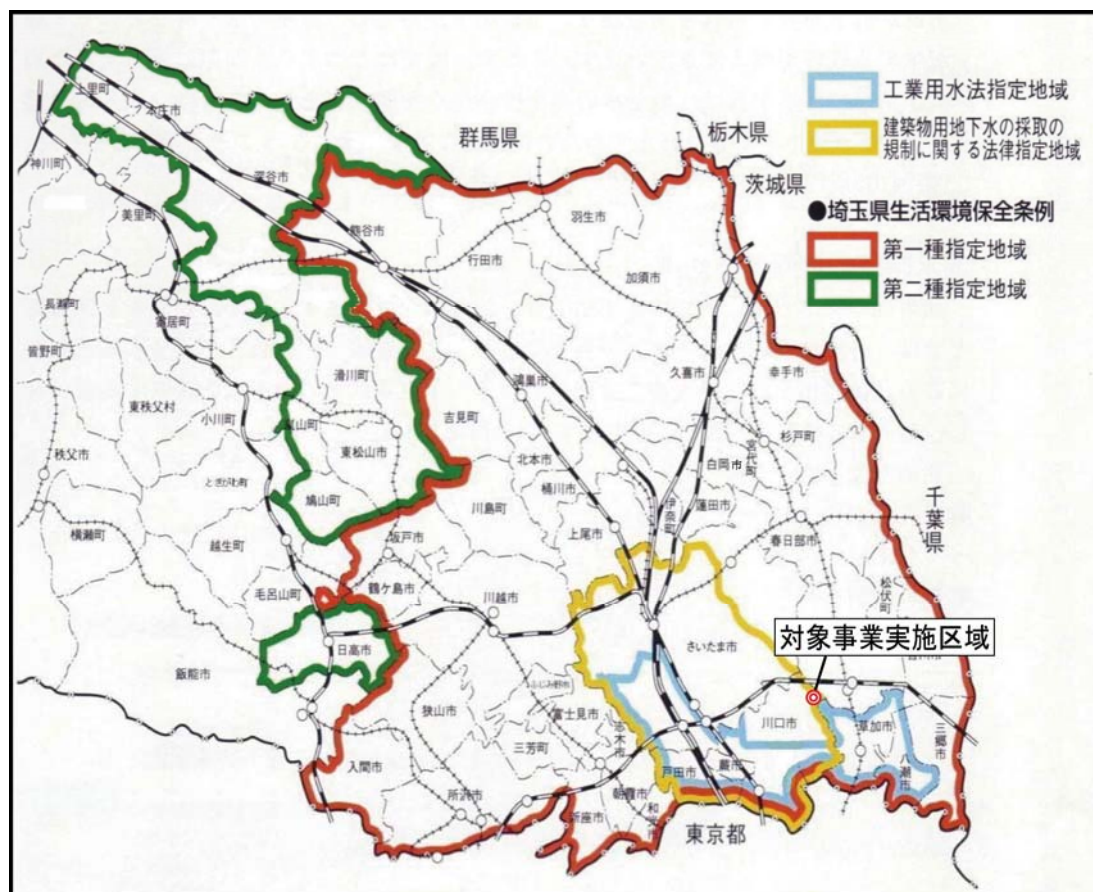
資料：「平成28年版 埼玉県環境白書」（平成28年、埼玉県）

注）「クロロエチレン」は、土壌汚染対策法施行令の一部改正により新たに追加された項目である。（平成29年4月1日施行）

7) 地盤沈下

「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づく地下水採取規制地域は、図 3.1-9 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づく指定地域、並びに「埼玉県生活環境保全条例」に基づく第一種指定地域である。



資料：「地下水採取の規制」（埼玉県ホームページ）

図 3.1-9 地下水採取規制地域図

8) 景観

関係市では、各市において景観計画が定められている。

対象事業実施区域の位置する川口市では、「川口市景観計画 改訂版」（平成 26 年、川口市）を策定しており、建築物の建築等及び工作物の建設等を行う場合には届出が必要となり、建物の形態意匠、壁面の位置及び高さの最高限度等において景観形成基準を踏まえる必要がある。

9) 廃棄物

埼玉県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）の規定に基づき、平成 28 年 3 月に「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」（平成 28 年、埼玉県）を策定し、5 年の期間を設けて取組むこととしている。

また、対象事業実施区域の位置する川口市では、「第 6 次川口市一般廃棄物処理基本計画」（平成 25 年、川口市）を策定し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理と循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するため、平成 39 年度を計画目標年度とする取組みを行っている。

10) 地球温暖化

埼玉県では、地球温暖化対策の取組みとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）及び埼玉県環境基本計画（平成 29 年、埼玉県）に基づく「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（改訂版）」（平成 27 年、埼玉県）を策定し、2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2005 年比 21%削減する目標を設定し活動している。

また、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年条例第 9 号）においては、県、事業者、県民及び環境保全活動団体等が取組むべき対策を定めている。

11) 自然関係法令等

調査範囲及びその周辺の自然環境保全に係る法令等による指定状況は、表 3.1-59 に示すとおりである。

表 3.1-59 自然関係法令等に基づく指定の状況

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等	
		対象事業実施区域	周辺地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条例
	緑地	近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	×	ラムサール条約
	登録簿に挙げられている湿地の区域	×	×		
国土防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	×	砂防法
	土砂災害警戒区域		×	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	保安林		×	×	森林法
	河川区域		×	○	河川法
	河川保全区域		○	○	
	地下水採取規制区域			×	○
		○	○	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
		○	○	埼玉県生活環境保全条例	

注) ○：指定がある場合 ×：指定がない場合

ア 自然公園

「埼玉県立自然公園条例」（昭和 48 年条例第 36 号）に基づく自然公園の指定状況は、図 3.1-10 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、自然公園地域（県立安行武南自然公園）の指定がある。なお、対象事業実施区域に自然公園地域の指定はない。

イ 近郊緑地保全区域

「首都圏近郊緑地保全法」（昭和 41 年法律第 101 号）に基づく近郊緑地保全区域の指定状況は、図 3.1-11 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、近郊緑地保全区域（安行近郊緑地保全区域）の指定がある。なお、対象事業実施区域に近郊緑地保全区域の指定はない。

ウ ふるさとの緑の景観地等

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」（昭和 54 年条例第 10 号）に基づく、ふるさとの緑の景観地等の指定状況は、図 3.1-12 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、ふるさとの緑の景観地（西立野ふるさとの緑の景観地）の指定がある。なお、対象事業実施区域にふるさとの緑の景観地等の指定はない。

エ 鳥獣保護区等

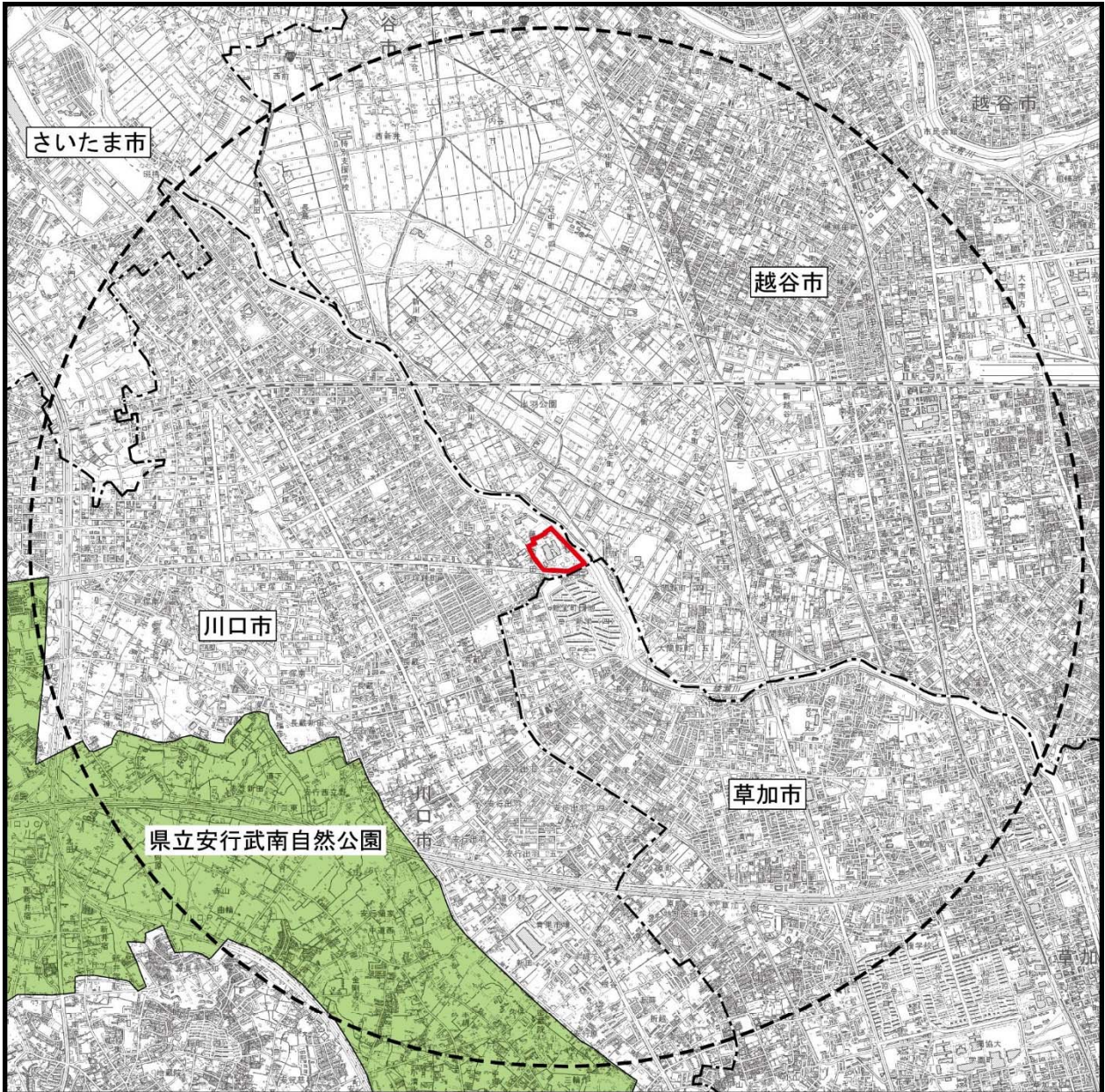
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区等の指定状況は、図 3.1-13 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、鳥獣保護区（川口）及び特定猟具使用禁止区域（銃）の指定がある。なお、対象事業実施区域は特定猟具使用禁止区域（銃）となっている。

オ 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域の指定状況は、図 3.1-14 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、土砂災害警戒区域の指定がある。なお、対象事業実施区域に土砂災害警戒区域の指定はない。

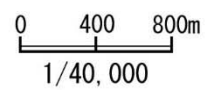


□ : 対象事業実施区域

----- : 市界

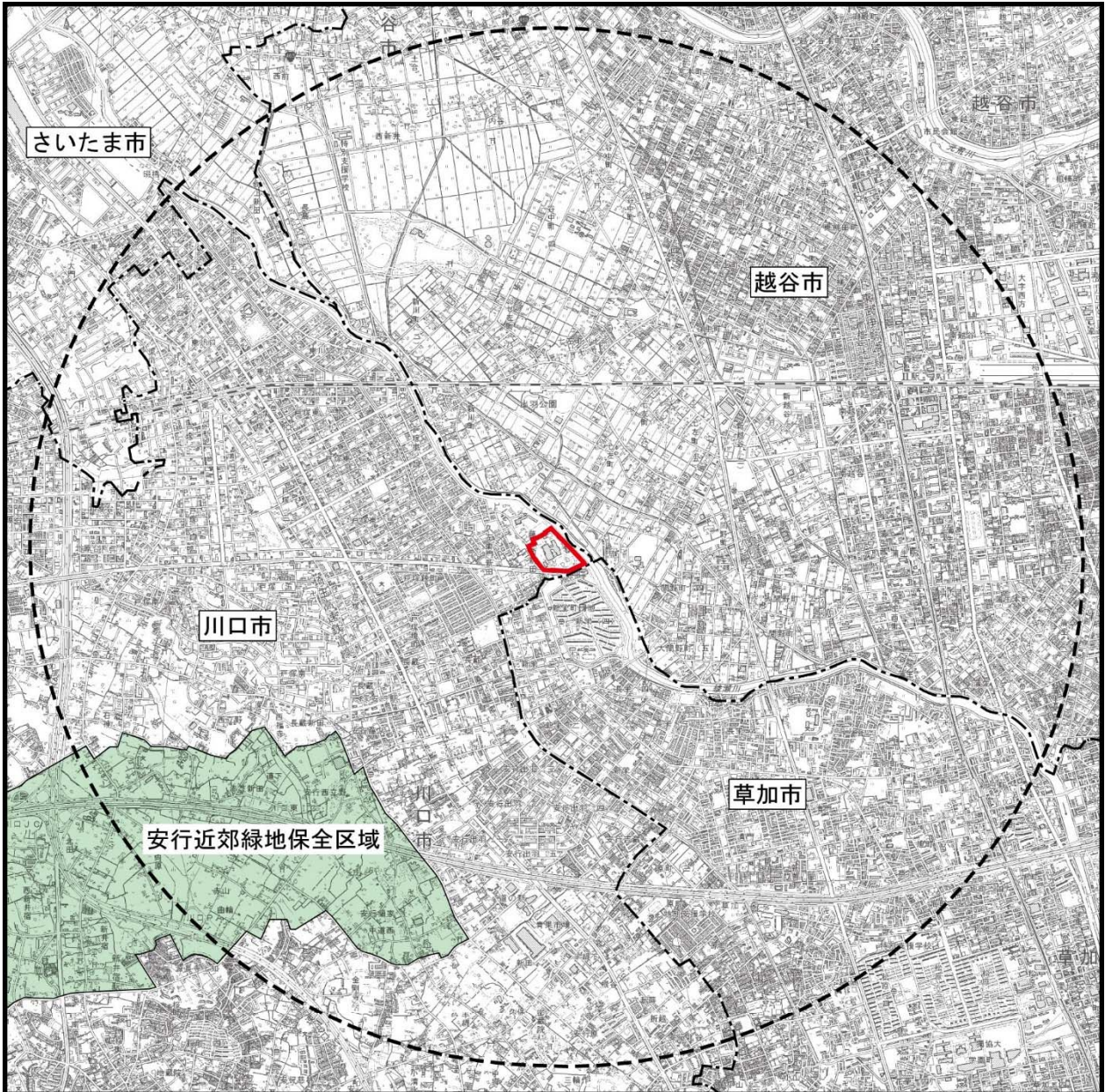
○ : 調査範囲 (3 km)

■ : 自然公園地域

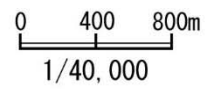


資料 : 「埼玉県の自然公園」(埼玉県ホームページ)

図 3.1-10 自然公園地域の指定状況

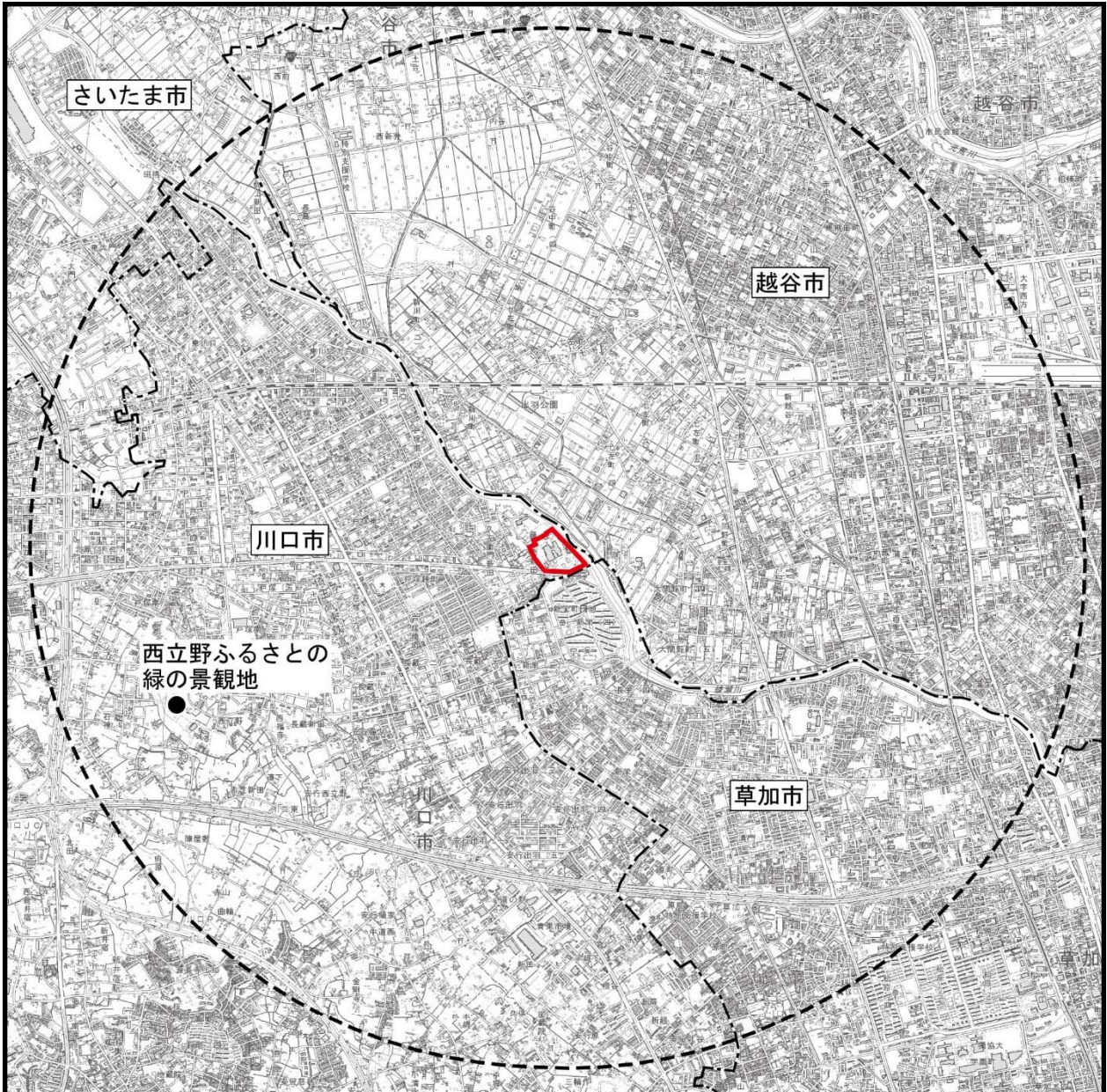


- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 調査範囲 (3 km)
- : 近郊緑地保全区域

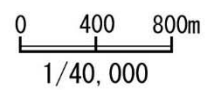


資料：「川口市緑の基本計画（改訂版）」（平成20年、川口市）

図 3.1-11 近郊緑地保全区域の指定状況



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- (with dashed border) : 調査範囲 (3 km)
- : ふるさとの緑の景観地



資料：「埼玉県地理環境情報 WebGIS (ふるさと景観)」(埼玉県ホームページ)

図 3.1-12 ふるさとの緑の景観地等の指定状況

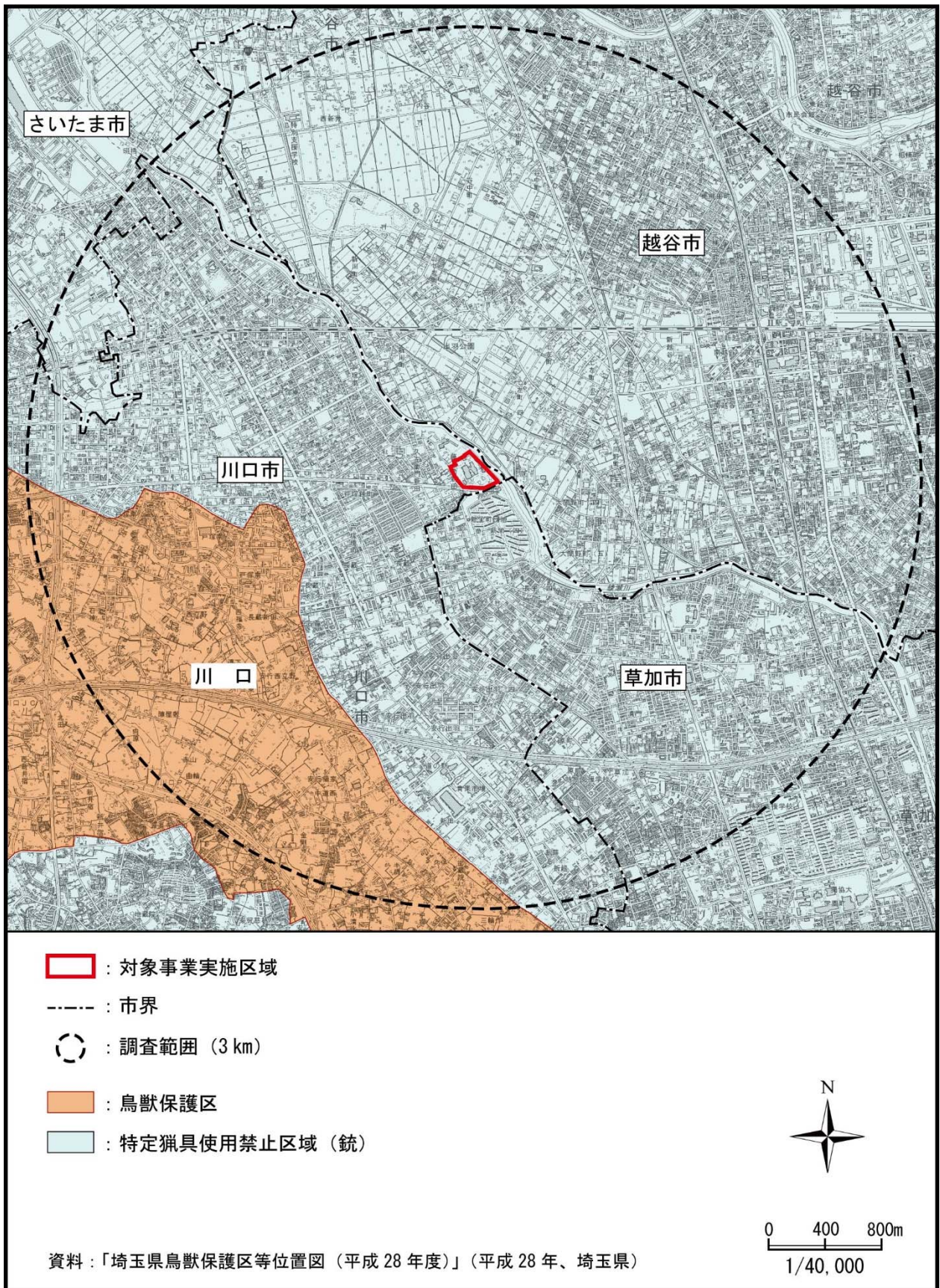
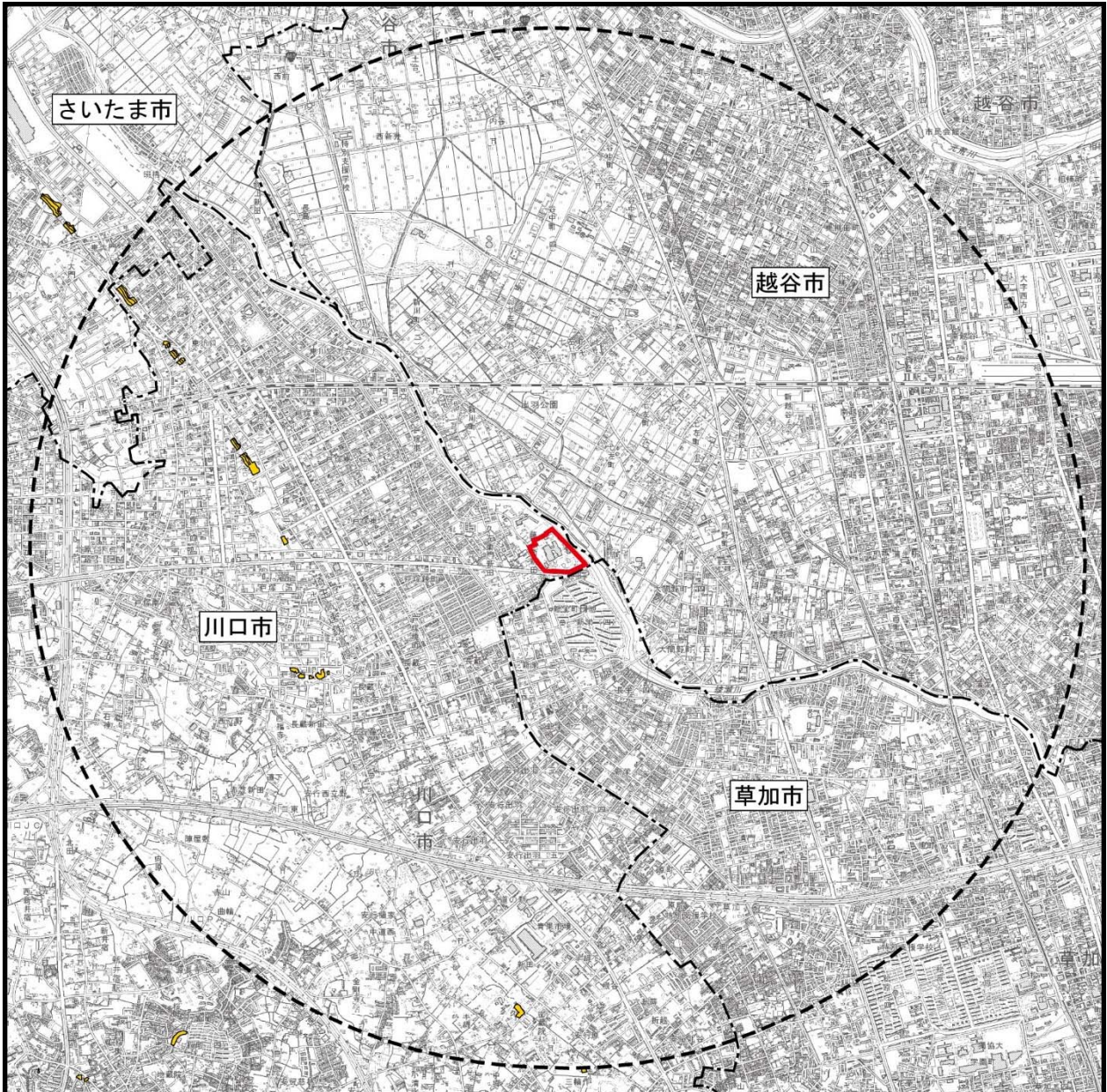


図 3.1-13 鳥獣保護区等の指定状況



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 調査範囲 (3 km)
- : 土砂災害警戒区域

資料：「土砂災害警戒区域等の指定状況」(埼玉県ホームページ)
 「国土数値情報ダウンロードサービス(土砂災害警戒区域)」
 (国土交通省ホームページ)



0 400 800m
 1/40,000

図 3.1-14 土砂災害警戒区域の指定状況

カ 河川区域及び河川保全区域

調査範囲及びその周辺の河川には、「河川法」（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく河川区域の指定がある。また、綾瀬川及び元荒川には、河川保全区域の指定がある（綾瀬川及び元荒川の位置は、前掲図 3.1-4、p. 3-1-9 参照）。

なお、対象事業実施区域の東側を流れる綾瀬川の河川区域の境界から 30m の範囲は河川保全区域に指定されている。対象事業実施区域の一部は指定範囲内に位置しているため、土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為及び工作物の新築又は改築には申請が必要となる。

キ 地下水採取規制区域

調査範囲及びその周辺は、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づく規制地域である。

なお、対象事業実施区域は、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づく指定地域及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定地域（第一種指定地域）となっており、地下水の採取を行う際には知事の許可又は知事への届出が必要となる。